



春の全国交通安全運動

期間 4月6日(土)~4月15日(月)

こどもが安全に通行できる道路交通環境の確保
と安全な横断方法の実践



直前直後横断や横断歩道外横断は、
とても危険です。

止まっている車の陰から別の車が突然出てく
ることもあるため注意しましょう。
横断歩道を利用するなど安全に道路を
横断しましょう。

児童の動きに注意しましょう!



歩行者優先意識の徹底と「思いやり・ゆずり合い」
運転の励行



高齢運転者による交通死亡事故をみると、横断中
の歩行者をはねる交通事故が多く発生しています。
その一番の要因は、前方不注意です。
一点だけを注視したり、ぼんやり見ているだけでな
く、絶えず前方に注意し、周囲の交通の状
況に目を配りましょう。

横断歩道は歩行者優先です!



自転車・電動キックボード等利用時のヘルメット着用
と交通ルールの遵守



令和5年中、高齢者の自転車乗用中の交通死亡事故で
8割がヘルメットを非着用でした。
そのうちの7割以上が、ヘルメットを着用して
いれば被害が軽減したと考えられます。
自転車は車両です。
自転車安全利用五則を守りましょう。

命を守るため
ヘルメットを着用
しましょう!





自転車の交通違反は事故に直結する危険な行為!



自転車のルールを守ろう!



警察庁・都道府県警察



自転車はルールを守って安全運転 //

自転車 安全利用 五則 を守りましょう!

令和4年11月1日、中央交通安全対策会議交通対策本部決定。
また、令和5年4月1日から全ての自転車利用者に対して、乗車用ヘルメットの着用が努力義務となっています。

1

車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

自転車は軽車両に該当します。車道と歩道の区別がある道路では車道通行が原則です。道路の左に寄って通行してください。



2

交差点では信号と 一時停止を守って、安全確認

信号、一時停止は必ず守り、道路を横断する際は、安全確認を行いましょう。



3

夜間はライトを点灯

夜間、無灯火では、前方の安全確認ができません。また、周りからも見えにくくなり、大変危険です。



4

飲酒運転は禁止

自転車も、自動車の場合と同様に、お酒を飲んだときは、運転してはいけません。



5

ヘルメットを着用

乗車用ヘルメットは、交通事故時における被害軽減を図る重要な役割を果たします。こどもから大人まで、全ての自転車利用者が乗車用ヘルメットを着用しましょう。



絶対にやめましょう!「ながらスマホ」

自転車運転中に、スマートフォンや携帯電話の画面を見たり操作する、いわゆる「ながらスマホ」が原因となる交通事故の発生が後を絶ちません。中には、事故の相手方である歩行者が亡くなる事故も発生しています。自転車運転中の「ながらスマホ」は、不安定な運転になったり、周囲の自動車や歩行者などに対する注意が不十分になり、重大な交通事故につながり得る極めて危険な行為です。絶対にやめましょう。



自転車運転者講習制度

自転車の運転に関し、交通の危険を生じさせるおそれのある一定の違反(危険行為※)を反復して行った者が講習制度の受講対象となります。
(※危険行為:信号無視、指定場所一時不停止、通行禁止違反、通行区分違反等)